

特定非営利活動法人日本歯周病学会認定歯科衛生士試験施行細則

(趣 旨)

第1条 この細則は、特定非営利活動法人日本歯周病学会認定歯科衛生士制度規則第10条第1項の規定に基づき、認定歯科衛生士試験に関し、必要な事項を定める。

(認定歯科衛生士試験の公示)

第2条 歯科衛生士関連委員会（以下「委員会」という）による認定審査は、原則として毎年2回実施し、日本歯周病学会（以下「本学会」という）は3か月前までに認定歯科衛生士試験の公示を行うものとする。

(認定歯科衛生士試験)

第3条 認定歯科衛生士試験は書類審査とケースプレゼンテーションによって行われる。

第4条 申請者は、次の各号に定める認定歯科衛生士申請書類を委員会に提出し書類審査を受けなければならない。

- (1) 認定歯科衛生士認定申請書(様式1)
- (2) 履歴書(様式2)
- (3) 日本歯周病学会会員証明書(様式3)
- (4) 歯科衛生士免許証(コピー(A4版縮小コピー可))
- (5) 実務経験単位証明書(様式 4)
- (6) 在職機関所属長の認定歯科衛生士推薦書(様式5)
- (7) 在職機関所属長の検印を受けた申請患者一覧表(様式6)
- (8) 症例報告書(様式7-1・様式7-2・様式 8)
- (9) 認定歯科衛生士申請料 (領収書のコピー)

(認定歯科衛生士試験の要件)

第5条 第4条(7)の申請患者一覧表および(8)症例報告書は次の各号を満たしていなければならない。

- (1) 歯周炎患者を5症例提示する。
- (2) 「認定歯科衛生士試験申請症例に関する資料の作成基準および送付方法」を満たしていなければならない。

第6条 ケースプレゼンテーションは、次の各号について行う。

- (1) 申請者は提出した症例のうち、症例1についてケースプレゼンテーションを行い口頭試問を受ける。
- (2) ケースプレゼンテーションでは、初診時、メンテナンスまたはSPT移行時、およびメンテナンスまたはSPT時の口腔内写真と検査内容を提示する。
- (3) ケースプレゼンテーションでは、初診時と直近、もしくはメンテナンスまたはSPT時のデンタルエックス線写真10～14枚法(パノラマエックス線写真も可)も提示する。
- (4) ケースプレゼンテーションの時間は10分間、口頭試問は5分間とする。
- (5) ケースプレゼンテーションは、Power Point(Windows用)で行う。

(認定歯科衛生士試験の判定)

第7条 委員会は提出書類とケースプレゼンテーションの内容により総合的な審査を行い、その可否を判定する。その結果を本学会理事会に報告し承認を得るものとする。

附 則

1. この施行細則は平成16年10月14日に制定し、平成17年4月1日から施行する。
2. この施行細則は平成19年11月2日に一部改正し施行する。
3. この施行細則は平成21年2月28日に一部改正し施行する。
4. この施行細則は平成22年5月13日に一部改正し施行する。
5. この施行細則は平成26年10月18日に一部改正し、施行する。但し、この施行細則の第4条2(3)に関しては、平成30年4月1日から施行することとし、それまではエックス線の提示は求めるが、撮影時期や撮影方法は任意とする
6. この施行細則は平成27年5月14日に一部改正し施行する。
7. この施行細則は平成28年5月19日に一部改正し施行する。